

公益財団法人
熊本県肢体不自由児協会 定款

令和3年5月26日施行

公益財団法人 熊本県肢体不自由児協会

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人熊本県肢体不自由児協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、肢体不自由児者の療育に関する支援を行い、その福祉増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 肢体不自由児者の愛護思想の普及啓発事業
- (2) 肢体不自由児者の療育相談
- (3) 肢体不自由児者に関する調査研究
- (4) 肢体不自由児者に関する県の委託事業
- (5) 社会福祉法人日本肢体不自由児協会の行う委託事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、熊本県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- （1）事業報告
- （2）事業報告の附属明細書
- （3）貸借対照表
- （4）正味財産増減計算書
- （5）貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- （6）財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- （1）監査報告
- （2）理事及び監事並びに評議員の名簿
- （3）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
- （4）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

（評議員の定数）

第10条 この法人に、評議員6名以上12名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

（1）各評議員について、次のイからハに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

（2）他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員はこの法人の理事、監事を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第13条 評議員は無報酬とする。

2 評議員に対して、評議員会において別に定める費用の弁償の基準に従って算定した額を、その職務を行うための費用として弁償することができる。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- （1）理事及び監事並びに評議員の選任又は解任
- （2）理事及び監事並びに評議員に対する費用の弁償の基準
- （3）評議員に対する報酬等の支給の基準
- （4）貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- （5）定款の変更
- （6）残余財産の処分
- （7）基本財産の処分又は除外の承認
- （8）その他評議員で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

（招集）

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第18条 評議員会の議長は、出席した評議員の中から互選で選ぶ。

（決議）

第19条 評議員会の決議は、決議について特別利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- （1）監事の解任
- （2）評議員に対する報酬等の支給の基準
- （3）定款の変更
- （4）基本財産の処分又は除外の承認
- （5）その他法令で定められた事項

- 3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第10条又は第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（決議の省略）

第20条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続きを理事会において定めるものとする。

（議事録）

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長のほか、出席した理事のうちからその理事会において選任された2名が記名押印しなければならない。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第6章 役員

（役員）

第22条 この法人に次の役員を置く。

- （１）理事6名以上12名以内
- （２）監事1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を副会長とし、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第197条で準用する同法91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

（役員の選任）

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残存期間と同一とする。

- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 5 理事又は監事が第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第27条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- （1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- （2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（役員の報酬等）

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事又は監事に対しては、評議員会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める費用の弁償の基準に従って算定した額を、その職務を行うための費用として弁償することができる。

第7章 理事会

（構成）

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- （1）この法人の業務執行の決定
- （2）理事の職務の執行の監督
- （3）会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

（招集）

第31条 理事会は、会長が招集するものとする。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

（議長）

第32条 理事会の議長は、会長とする。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が議長となる。

（決議）

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について決議に加わることができる者に限る。）の全員が当該提案について書面又は電磁的記録によりその同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

（議事録）

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長の変更を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条第2項の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第8章 事務局

（設置等）

第35条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長その他重要な使用人は、理事会の決議を経て、会長が任免する。
- 4 事務局の職員は会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第36条 この定款は、評議員の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第11条についても適用する。

（解散）

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第39条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告)

第41条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法によって行う。

第11章 補則

(委任)

第42条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解

散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の会長は、福田稔、副会長は、米満譲治、常務理事は、松田勝海とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
岩崎智枝子、甲斐純代、栗原和弘、高橋洋、田中澄子、松村馨、南卓八木剛志、横田博
- 5 財団法人熊本県肢体不自由児協会の寄附行為は、附則第2項に規定する解散の登記の日に廃止する。

<別表第1 基本財産第5条関係>

財産種別	場所・物量等
定期預金	肥後銀行水道町支店 4,595,793 円

備考

- 1 設立認定年月日 平成25年3月21日(熊本県指令障がい第371号)
熊本県知事 蒲 島 郁 夫
- 2 平成25年4月1日施行
附則

この定款は、平成28年3月23日から施行する。

<別表第1 基本財産第5条関係>

財産種別	場所・物量等
定期預金	肥後銀行水道町支店 4,095,793 円

附則

この定款は、令和2年4月7日から施行する。

<別表第1 基本財産第5条関係>

財産種別	場所・物量等
定期預金	肥後銀行水道町支店 3,595,793 円

附則

この定款は、令和3年5月26日から施行する。

<別表第1 基本財産第5条関係>

財産種別	場所・物量等
定期預金	肥後銀行水道町支店 3,000,000 円

